

●●浜田市自治会活動保険について●●

浜田市地域政策部 まちづくり社会教育課 電話（0855）25-9201

1 浜田市自治会活動保険とは

浜田市は、自治会活動等において偶然に発生した事故に備えて、損害保険会社と保険契約を締結しています。

町内会や自治会、地区まちづくり推進委員会（※1）が主催する自治会活動や行事中に、万が一、事故が発生した場合は、速やかにご連絡ください。（※2）

なお、この保険は医療費を補てんするものではありませんので、ご了承ください。



（※1）住民同士の親睦、生活環境の改善等を図ることを目的に住民によって組織された地域団体をいい、一部の住民のために組織された団体（PTA、趣味の会、スポーツクラブ等）は含みません。

（※2）事故が発生した場合には、市役所まちづくり社会教育課または各支所防災自治課に次の内容をお知らせください。電話番号については、4 ページをご覧ください。

- ①いつ（日時）、 ②どこで（場所）、 ③誰が（当事者）、
- ④どうして（事故状況）、 ⑤どうなったか（損害状況）、
- ⑥治療先・修理先、 ⑦自治会代表者氏名及び連絡先

自治会の皆さまに
お願いがあります。



- ① 自治会活動等は、必ず計画を立てて実施してください。計画にない事業は保険対象にならない場合があります。
- ② 事故が発生したときは、速やかに市役所担当課へ報告してください。
事故の発生の日から 30 日以内に報告がない場合は、保険金が支払われないことがあります。

2 保険の概要

この保険制度は、次の3つの保険により構成されています。

普通傷害
保険

傷害見舞費用
保険

賠償責任
保険

① 普通傷害保険（住民の傷害事故を補償）

自治会活動等に従事または参加している間、偶然に発生した事故によって怪我等をした場合、保険金が支払われます。

【補償対象となる方】

浜田市内に居住している方

【対象となる事故《例》】

- ・市道の草刈中、怪我等をした。
- ・町内会の運動会で骨折した。
- ・町内会の遠足の途中、転んで怪我等をした。

死亡保険金	1,000 万円
後遺障害保険金	1,000 万円
入院保険金（日額）※1	5,000 円
通院保険金（日額）※2	2,500 円

※1 事故発生日から 180 日までが保険金給付の対象となります。

※2 事故発生日から 180 日までが保険金給付の対象となります。
ただし、通院日数は 90 日を限度とします。

② 傷害見舞費用保険（傷害事故に対する見舞金）

浜田市民でない親族の方や、自治会活動等に参加の依頼を受けた方が自治会活動等に従事または参加している間、偶然に発生した事故によって怪我等をし、8 日以上入院した場合等に、見舞金が支払われます。

【補償対象となる方】

浜田市外に居住している方
（一時帰省者や招待客など）

【対象となる事故《例》】

- ・招待した来賓が舞台から落ちて怪我等をし、8 日以上入院した。
- ・里帰り中の孫が祭りに参加中、怪我等をして 8 日以上入院した。

【補償内容】

死亡保険金		10 万円
後遺障害保険金		10 万円に所定の割合を乗じた額
入 院 保 険 金	8～14 日以内	5,000 円
	15～30 日以内	1 万円
	31 日以上	2 万円

③ 賠償責任保険（賠償事故を補償）

自治会活動中に他人を怪我させたり、他人の財物を壊したりし、法律上の賠償責任を被った場合に、保険金が支払われます。

【補償対象となる方】

- ・ 浜田市在住で、当該町内会や自治会の活動に参加している方

【対象となる事故《例》】

- ・ 町内の草刈作業中、石が跳ねて他人の車の窓ガラスを割った。
- ・ 自治会の溝掃除の作業中、立てかけておいた溝蓋が倒れて通行人がケガを負った。

【補償内容】

対人・対物補償	1 億円
補償項目	治療費用、休業補償、慰謝料



保険の対象とならない事故



◆ 普通傷害保険 ◆

- ❑ 故意、自殺行為、犯罪行為、闘争行為による事故
- ❑ 無資格運転、酒酔い運転による事故
- ❑ 脳疾患、疾病、心神喪失による事故
- ❑ 頸部症候群（むちうち）または腰痛で他覚所見のないもの など

◆ 傷害見舞費用保険 ◆

- ❑ 被保険者の故意による事故
- ❑ 地震、噴火、洪水、津波などによる事故

など

◆ 賠償責任保険 ◆

- ❑ 給排水管、冷暖房設備、消火栓などからの蒸気、水の漏出などによる事故
- ❑ 仮施設※以外の施設の修理改造、取り壊しなどの工事に起因する事故

など



上記のような場合は、保険の対象となりません。

※ 自治会活動等に使用するテント、やぐらなどのことをいいます。

3 浜田市自治会活動保険に関する質問（Q & A）

Q.1 年間計画に記載していない町内会等の事業を実施していて怪我をした場合、自治会活動保険の対象になりますか。

A.1 町内活動等は、必ず計画を立てて実施してください。計画にない事業は保険対象にならない場合があります。

当初計画にない事業を実施され、事故等が発生した場合は、速やかにご相談ください。

Q.3 町内会が開催する運動会に参加した際、熱中症になってしまいました。自治会活動保険の対象になりますか。

A.3 熱中症は怪我や事故ではなく、疾病扱いとなるため、自治会活動保険の対象にはなりません。

Q.2 町内で不幸があり、弔いに伴う作業を手伝っていて怪我をしましたが、対象になりますか。

A.2 町内会として作業を手伝っていたのであれば、保険の対象となります。

ただし、通夜や葬儀等への行き帰りの道中で起こった事故については対象になりません。

Q.4 年間行事に「町内の清掃（随時）」と記載されており、事前に町内会長に日時を連絡した上で草刈作業をしています。

ボランティアで作業していますが、怪我をしたり、誤って他人の車などを傷つけてしまった場合、保険は適用されますか。

A.4 個人的な活動ではなく、地域の生活環境の改善等を図ることを目的とした町内活動であれば保険の対象になります。

【問合せ先】

浜田地域	まちづくり社会教育課
金城地域	金城支所 防災自治課
旭地域	旭支所 防災自治課
弥栄地域	弥栄支所 防災自治課
三隅地域	三隅支所 防災自治課

電話	25-9201
電話	42-1234
電話	45-1433
電話	48-2111
電話	32-2801

ご不明な点はお気軽にご相談ください。

